

平成 26 年度

定期監査結果報告書

愛媛県後期高齢者医療広域連合監査委員

媛広連監第6号
平成27年2月3日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長
野 志 克 仁 様
愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議長
清 水 宣 郎 様

愛媛県後期高齢者医療広域連合
監査委員 清 水 一 夫
監査委員 三 好 幹 二

平成26年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告について決定し、次のとおり提出します。

目 次

定期監査結果報告	1
総 務 課	2
事 業 課	3
会 計 課	5
議 会 事 務 局	5
監査委員事務局	5

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び期間

平成 26 年度歳入歳出予算の執行並びに関連のある事項を次の各課等について下記のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監 査 対 象	対 象 期 間	監 査 期 間
総 務 課	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 26 年 10 月 31 日まで	平成 26 年 11 月 21 日から 平成 27 年 1 月 19 日まで
事 業 課	〃	〃
会 計 課	〃	〃
議 会 事 務 局	〃	〃
監 査 委 員 事 務 局	〃	〃

2. 監査の方法

上記各課等から資料の提出を求め関係職員から事情を聴取し、併せて関係諸帳簿並びに書類等について調査するとともに、現地調査を実施し、監査を行った。

また、関連のある事項については、対象期間外にわたるものも監査した。

3. 監査の結果

次のとおりである。

なお、文中で特に説明のない数値は平成 26 年 10 月 31 日現在のものである。

総 務 課

1. 収入事務について

1) 事務費負担金

事務費負担金は、共通事務経費にかかる 20 市町からの負担金であり 109,899 千円となっている。これらの収入事務について調定書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2. 歳出予算の執行状況について

1) 一般会計

人事管理事業、共通事務管理事業及び財産管理事業に係る歳出予算の執行額は 5,373 千円となっており、これらの支出事務について、支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 後期高齢者医療特別会計

広報啓発事業及び懇話会運営事業に係る歳出予算の執行額は 138 千円となっており、これらの支出事務について、支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

3. 有価証券等の保管状況について

有価証券等の保管状況について調査したところ、概ね適正に保管されていたが、次の点が見受けられた。

・郵便切手等の受払簿について

現地調査における照合確認では、受払簿と在庫数は一致していたが、受払簿については使用担当者のみ確認であった。

郵便切手は金券であり、公金支出が伴うことを認識のうえ、定期的に複数人で照合確認を行う仕組みを設ける等、適正な事務処理をされたい。

4. 備品の管理状況について

備品の管理状況について、現地にて抽出調査をしたところ、適正に管理されていた。

5. 基金の状況について

後期高齢者医療制度臨時特例基金について、支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に管理されていた。

事業課

1. 歳出予算の執行状況について

後期高齢者医療特別会計

療養給付費負担金等の保険給付費各事業及び健康診査等の実施に係る保健事業費に係る歳出予算の執行額は、計 94,137,886 千円となっており、これらの支出事務について、支出負担行為書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、その効能及び安全性が先発医薬品と同等であるにもかかわらず、安価で経済的であることから、患者の負担軽減及び医療費適正化につながるものとして、利用促進への取り組みが求められている。現在も後発医薬品利用差額通知事業等に取り組まれているが、被保険者、医療機関への啓発等、医療費適正化に向け、さらなる利用促進に取り組まれない。

2. 後期高齢者医療保険料について

1) 保険料等負担金

保険料等負担金は、20 市町が徴収した保険料及び保険基盤安定分の負担金であり 5,440,992 千円となっている。これらの収入事務について、収納済通知書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2) 保険料の収納事務について

保険料の収納率は、全体で 98.5%で前年同期と同水準を維持しており、滞納繰越分については 5.0 ポイント上昇している。これらの収納事務について、徴収結果等の報告書を調査したところ、概ね適正に処理されていた。

2. 不当利得の求償事務について

不当利得の返納金は 12,758 千円となっており、これらの求償事務について収納済通知書等関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

・収入未済の縮減について

不当利得の求償事務については、昨年度導入した不当利得管理システムの運用により、督促・催告の早期実施など未済対策に取り組み、収納率の向上も見受けられるものの、収入未済額は 14,862 千円（収納率 46.2%）となっている。

今後においても、システムのさらなる活用並びに電話及び訪問による納付指導等の収納業務の強化を図り、収入未済の縮減に努められたい。

3. 委託料並びに使用料及び賃借料の契約事務について

委託料は 8 件 35,288 千円（一部単価契約）、使用料及び賃借料は 3 件 51,630 千円となっており、これらの契約事務について、契約書等関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

会 計 課

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 468 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

2. 預金通帳等の保管状況について

預金通帳等の保管状況について調査したところ、適正に保管されていた。

3. 委託料の契約事務について

委託料は 1 件 467 千円となっており、委託契約書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

議 会 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 200 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

監 査 委 員 事 務 局

1. 歳出予算の執行状況について

歳出予算の執行額は 71 千円となっており、これらの支出事務について支出負担行為書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。